

### 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	松山市児童育成支援拠点事業業務委託（債務負担行為）														
履行場所	松山市久万ノ台173番地														
委託の内容	地域資源（児童養護施設の空きスペース等）を有効活用して、こどもに安心して過ごせる居場所を提供し、専門的知見をもつ職員がこどもやその保護者に寄り添い型支援を行うことで、虐待の防止とこどもの健全育成を図る。														
履行期間	令和	7	年	8	月	1	日	～	令和	10	年	3	月	31	日
契約年月日	令和	7	年	6	月	3	日								
契約金額	65,503,000		円	※単価契約の場合の単価											
契約の相手方	住所	松山市久万ノ台251番地1													
	名称	社会福祉法人コイノニア協会													
選定理由	公募型プロポーザル方式により、参加表明があった事業者3社（社会福祉法人コイノニア協会、社会福祉法人三愛園、NPO法人みんなダイスキ松山冒険遊び場）について、令和7年5月22日（木）開催の選考委員会において、厳正かつ公平に審査を行った結果、最優秀得点者である社会福祉法人コイノニア協会を優先交渉権者に特定し随意契約したものである。														
契約担当課	こども相談課														
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号														

（注意） 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。